



(法令編)

No. 91

8月号

発行 三重県度会町課
編集 三 務 総

(つづけておくと便利です。)

目次

○度会町条例第二十一号

度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

右公布する

昭和四十三年八月二日

三重県度会町長 浜岡和一

○度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(条例第二十一号)

○度会町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十二号)

○度会町消防団員公務災害補償条例の一部を改正する条例(条例第二十二号)

○度会町報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十四号)

○投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十五号)

八月二日公布

○度会町条例第二十二号

度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

右公布する

昭和四十三年八月二日

三重県度会町長 浜岡和一

度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

度会町国民健康保険税条例(昭和三十八年度会町条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の一・一」を「百分の一・〇」に改める。

第四条中「百分の三一・〇」を「百分の三〇・〇」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

○度会町条例第二十二号

度会町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

右公布する。

昭和四十三年八月二日

三重県度会町長 浜岡和一

度会町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

例

度会町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和三十九年度会町条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表中

団員	副 長	副 長	副 長
三〇、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円
四〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
五〇、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円

を

団員	副 長	副 長	副 長
三五、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円
四〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
五〇、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円
六〇、〇〇〇円	六五、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円

に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この条例は公布の日から施行する。

(別表の適用)

第二条 改正後の度会町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、昭和四十三年四月一日以後に退職した非常勤消防団員(次条において「新条例の適用を受ける消防団員」という。)につ

第三条 昭和四十三年四月一日からこの条例の施行の前日までの間において、

新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金の額は、新条例に基づく退職報償金の額の内払とみなす。

○度会町条例第二十三号

度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

右公布する

昭和四十三年八月二日

三重県度会町長 浜岡 和

度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

度会町消防団員等公務災害補償条例(昭和四十一年度会町条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の第九級の項中身体障害の欄に次の二号を加える。

十三 精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

十四 神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年六月六日から適用する。

○度会町条例第二十四号

度会町報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

右公布する

昭和四十三年八月二日

三重県度会町長 浜岡 和

度会町報酬および費用弁償等に関する条例

別表第 中一

度会町公営住宅運営審議会委員			五〇〇円
度会町に所属する建設審議会委員			四〇〇円
母子健康センター運営審議会委員			四〇〇円
農業労働力調整協議会委員			五〇〇円
地方税法第四百三十三条第三項の規定による関係者が求めに応じた場合			三〇〇円
農業委員会の委員が総会又は部会の招集に応じた場合			五〇〇円
選挙管理委員会委員長	選挙の行なわれる日以外の日額		五〇〇円
選挙管理委員会委員	同		五〇〇円
公民館運営審議会委員			五〇〇円
選挙事務を委嘱した町の職員以外の者			五〇〇円
青少年問題協議会委員			五〇〇円
交通安全対策協議会委員			五〇〇円

を

度会町公営住宅運営審議会委員			七〇〇円
度会町に所属する建設審議会委員			七〇〇円
母子健康センター運営審議会委員			七〇〇円
農業労働力調整協議会委員			七〇〇円
地方税法第四百三十三条第三項の規定による関係者が求めに応じた場合			五〇〇円
農業委員会の委員が総会又は部会の招集に応じた場合			六〇〇円
選挙管理委員会委員長	選挙の行なわれる日以外の日額		七〇〇円
選挙管理委員会委員	同		七〇〇円
公民館運営審議会委員			七〇〇円

に改める。

例の一部を改正する条例
 度会町報酬および費用弁償等に関する条例
 (昭和三十六年度会町条例第十号)の一部
 を次のように改正する。

○度会町条例第二十五号

投票管理者等の報酬に関する
 条例の一部を改正する条例
 右公布する。

昭和四十三年八月二日

三重県度会町長 浜岡和一

投票管理者等の報酬に関する条例の一部を
 改正する条例

投票管理者等の報酬に関する条例(昭和四十
 一年度会町条例第四十八号)の一部を次
 のように改正する。

別表中

投票管理者	一、二〇〇円
開票管理者	一、二〇〇円
選挙長	一、二〇〇円
投票立会人	一、〇〇〇円
開票立会人	一、〇〇〇円
選挙立会人	一、〇〇〇円

を

投票管理者	一、五〇〇円
開票管理者	一、五〇〇円
選挙長	一、五〇〇円
投票立会人	一、二〇〇円
開票立会人	一、二〇〇円
選挙立会人	一、二〇〇円

に改め
る。

附 則
 この条例は公布の日から施行する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

選挙事務を委嘱した町の職員以外の者	一、〇〇〇円
青少年問題協議会委員	七〇〇円
交通安全対策協議会委員	七〇〇円

